

随意契約理由書

件名	豊中市立第五中学校体育館トイレ内装改修工事
契約の相手方	いち徳建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
随意契約理由	<p>本工事は、第五中学校の体育館トイレ等内装改修工事を行うもので、市として利用環境の早期改善を図るため、令和7年度中に工事着手を目指しています。</p> <p>本工事については、通常の発注方式より現場調査等に時間を要し、入札不調となった場合に再度の入札に付す暇がないため、第一回目の入札から入札参加資格において地域制限を外し、「豊中市立第五中学校体育館トイレ内装改修工事」として一般競争入札を実施しましたが、有効な入札書がなかったことから、入札への応札状況及び現時点での手持ち工事を総合的に勘案して契約相手方を選定し、受注することに同意が得られたいち徳建設株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	